

医療法人財団愛野会 介護老人保健施設アルカディア

介護予防通所リハビリテーション 運営規程

令和7年2月19日改定

(運営規程設置の主旨)

第1条

この規程は、医療法人財団愛野会（以下「法人」という）が開設する、介護老人保健施設アルカディア（以下「当施設」という）が実施する介護予防通所リハビリテーション（以下「事業」）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条

事業は、居宅サービス計画・通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

当施設通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」）は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを運営方針とする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条

事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

事 業 所 名 :	アルカディア通所リハビリテーション
開 設 年 月 日 :	平成 12 年 4 月 1 日
所 在 地 :	兵庫県三田市東本庄 2493
電 話 番 号 :	079-568-1352
F A X 番 号 :	079-568-0818
管 理 者 名 :	榎谷 純一
介 護 保 険 指 定 番 号 :	2851280020 号

(従業者の職種及び員数)

第5条

事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

管 理 者 (医 師) :	1 人 (兼務)
医 師 :	1 人 (兼務)
看 護 職 員 :	1 人以上 (専従)
介 護 職 員 :	3 人以上 (専従)
支 援 相 談 員 :	1 人 (兼務)

理学療法士・作業療法士 : 2人以上（兼務）
 管理栄養士 : 1人（兼務）
 事務職員 : 1人以上（兼務）

（従業者の職務内容）

第6条

前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

職種	職務内容
管理者	事業所に関わる従業員の管理指導を行う。
医師	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の病状及び心身の状態などの健康状況に応じた治療管理を行うとともに、利用者が疾病やけが等を心配せず安心して施設を利用することができるようになるとを職務とする。
看護職員	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、検温、血圧測定、投薬等の医療行為を行うほか、利用者の身体的、心理的苦痛及び不安を和らげ、日常生活動作能力を向上させることを職務とする。
介護職員	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の日常生活動作に対する援助、利用者の生活の質の向上に努める。また、利用者の不安や悩みを理解した上で、利用者の立場に沿った介護を行うことを職務とする。
理学療法士 作業療法士	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、必要なりハビリテーションを提供することを職務とする。
支援相談員	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の不安や悩みを聴くとともに、生活環境等の調整をケアマネージャーと共同して図り、利用者の生活環境がよりよいものになるように努めることを職務とする。
管理栄養士	介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の状態、病状等を踏まえ、適時適温にて、食事提供することを職務とする。
事務員	介護保険報酬の請求及び利用者への施設利用サービス費の請求を行う。また、事業所概要や利用料等、利用者が理解しやすいように懇切丁寧に説明することを職務とする。

（利用定員）

第7条

事業所の利用定員は、1日30名とする。

(営業日及び営業時間)

第8条

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日：月曜日～土曜日

営業時間：8時45分～17時00分

提供時間：9時50分～16時10分

休日：日曜日、祝日、12月30日～1月3日

(通常の送迎実施地域)

第9条

通常の送迎実施地域を以下のとおりとする。

三田市 丹波篠山市

但、三田市以外については、送迎可能地域の細かな表記が困難なため、体験利用時や、利用相談の時点で、送迎の可否について答えるものとする。

(内容及び手続の説明とその同意)

第10条

事業所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用者負担の額)

第11条

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 利用料として、食費、日常生活品費、教養娯楽費、その他の費用等利用料を、利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第12条

事業所は、当該サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめ介護保険関連サービス契約書兼同意書に当該内容を記載する。

また、被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該サービスを提供するように努め、当該認定審査会意見を介護保健関連サービス契約書兼同意書に記載するものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの基本方針)

第 13 条

事業所は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。また、自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの具体的方針)

第 14 条

事業所の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業所における介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 2 事業所の職員は、当該サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 当該サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービス提供ができる体制を整える。

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第 15 条

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる事業所の職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の職員は、それぞれの利用者に応じた介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 医師等の職員は、それぞれの利用者について、介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を療養記録に記載するものとする。

(人格の尊重)

第 16 条

事業者は、利用者の意思及び、人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する。

(苦情への対応)

第 17 条

事業所は、提供した介護予防通所リハビリテーションサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、支援相談員を担当者とする苦情受付窓口を設ける。

(身体の拘束等)

第 18 条

- 1 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するため等で、緊急かつ、止むを得ず身体拘束を行う場合は、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急かつ、止むを得なかつた理由を、医師記録用紙に記載する。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、全ての従業者に周知徹底を図る。
 - イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ウ) 全ての従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第 19 条

- 事業所は、利用者的人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 全ての従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 20 条

- 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(緊急時における対応方法)

第 21 条

- 1 介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
また、医師への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合、事業者は、利用者の所在する市町村及び、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の内容を記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 22 条

- 1 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 事故発生防止のための委員会及び、従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する予防指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 5 事業所は、前項に掲げる事項を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第 23 条

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画をたてる。

また、消防法第 8 条規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者には、法人が指定する者を充てる。
- 2 火元責任者には、区画を管理する従業者を充てる。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。また、点検には、防火管理者もしくは、防火管理者が指名した者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災や地震が発生した場合は、愛野会自衛消防隊にて任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、全ての従業者に対して以下の訓練等を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）：年 2 回以上
 - ・利用者を含めた総合避難訓練：年 1 回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法の周知：必要に応じて隨時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 7 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(衛生管理)

第 25 条

- 1 利用者の使用する施設、食器などの設備、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務める。また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症や食中毒の予防、及び蔓延を防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 事業所における感染症や食中毒の予防、及び蔓延を防止するための対策を検討する委員会を、概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知する。
 - ア) 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - イ) 従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に実施する。
 - ウ) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 4 栄養科に属する従業者は、月に 1 度、検便を行わなければならない。
- 5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(従業者の服務規律)

第 26 条

- 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 1 利用者に対して、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
 - 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第 27 条

事業所は、全ての従業者の資質向上のために、研修の機会を確保する。また、事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務条件)

第 28 条

従業者の就業に関する事項は、法人の定める就業規則による。

(従業者の健康管理)

第 29 条

従業者は、法人が行う年 1 回の健康診断をうけなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 30 条

事業所の従業者に対し、事業所従業者である期間、及び、事業所従業者でなくなつた後においても、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者、又は、その家族等の個人情報を漏らしてはならない義務があることについて、適時、指導教育を行う。

また、事業所従業者及び、事業所従業者であった者が、本規程に反した場合は、違約金を求める。

居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は、その家族の同意を得るものとする。

(地域との連携)

第 31 条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^行う等地域との交流に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 32 条

事業者は、利用者に対して提供する介護予防通所リハビリテーションサービスの質について、評価を行い、常にその改善を図る。また、その評価の結果を公表するように努める。

(暴力団等の影響の排除)

第 33 条

事業所は、その運営について暴力団等の支配を受けてはならない。

(記録の整備)

第 34 条

事業所は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備するものとし、利用者に対する当該サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 35 条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情が有る場合を除き、利用定員を超えての受け入れは行わない。
- 2 運営規程の概要、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針については、事業所及び、ホームページに掲示する。
- 3 事業所は、適切な事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上、必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業サービスに関連する政令、省令、通知及び、本規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当施設役員会において定めるものとする。

以上

【料金表】

別紙定める。

定めた用紙は介護事務課に常置し、いつでも閲覧できるようにする。

【附則】

施行及び改定歴

施行：平成18年 4月 1日

改定：平成25年 2月 1日

平成27年 2月 1日

平成31年 2月 1日

令和6年 4月 1日

令和6年 7月21日

令和7年 2月19日